

愛知県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.4E-2	1.8E+0	8.7E+1	88.9
64	エトフェンプロックス	1.1E+2	2.6E+1	1.1E+2	7.7E+1	323.5
117	テブコナゾール				1.1E+1	10.9
139	トラロメトリン			1.7E+1	7.1E+0	24.5
140	フェンプロパトリン			1.3E+1		13.3
153	テトラメトリン	1.0E+3	3.2E+1	1.1E+3	3.6E-1	2,099.5
181	ジクロロベンゼン	2.2E+3	7.3E+2			2,938.6
225	トリクロルホン		2.6E+1			26.0
251	フェニトロチオン		5.1E+2	1.6E+1		524.1
252	フェンチオン	2.5E+1	2.0E+2	2.5E+1		253.0
256	デカン酸				8.6E+0	8.6
350	ペルメトリン	2.2E+2	1.5E+2	1.5E+2	2.0E+2	719.0
405	ほう素化合物		4.1E-1	2.5E+2	7.2E+0	262.0
427	カルバリル			8.4E+2		838.8
428	フェノプカルブ			8.5E+1	5.2E+2	602.3
457	ジクロールボス	4.3E+2	2.3E+3			2,720.6
合 計		4.0E+3	4.0E+3	2.6E+3	9.2E+2	11453.6

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等